

特別職の給料月額等の状況について

H30.2.5 総務部総務課

1.人口による比較

- 1) 道内35市における人口と条例本則による特別職の給料月額等の関係については、概ね人口が多いほど額が高く、人口が少ないほど額が低く、比例している傾向にあります。
- 2) 滝川市の人口は、道内35市中多い方から18番目で、条例本則による特別職の給料月額等の額は高い方から14～20番目となっており、人口の順位と比較して概ね同位にあります。
- 3) 市長、副市長及び教育長の給料月額については、行財政改革など臨時的な措置により、15市（前回17市）が独自削減を行っている状況にあります。（削減率は5～70%）
- 4) 議長、副議長及び議員の報酬月額については、2市（前回3市）が独自削減を行っている状況にあります。（削減率は10～42%）

2.類似団体との比較

類似団体とは??

○人口と産業構造に応じて16区分

（北海道 16市）

北斗市、滝川市、網走市、稚内市、伊達市、名寄市、根室市、美唄市、紋別市、富良野市
深川市、士別市、砂川市、芦別市、三笠市、夕張市

- 1) 滝川市の人口は、類似団体16市中多い方から2番目で、条例本則による特別職の給料月額等の額は高い方から3～5番目となっており、人口の順位と比較して概ね同位にあります。
- 2) 市長、副市長及び教育長の給料月額については、6市（前回6市）が独自削減を行っている状況にあります。（削減率は5～70%）
- 3) 議長、副議長及び議員の報酬月額については、1市（前回1市）が独自削減を行っている状況にあります。（削減率は40～42%）

3.空知管内での比較

- 1) 滝川市の人口は、空知管内10市中多い方から2番目で、条例本則による特別職の給料月額等の額は高い方から1～2番目となっており、人口の順位と比較して概ね同位にあります。
- 2) 市長、副市長及び教育長の給料月額については、4市（前回5市）が独自削減を行っている状況にあります。（削減率は5～70%）
- 3) 議長、副議長及び議員の報酬月額については、2市（前回2市）が独自削減を行っている状況にあります。（削減率は10～42%）

○道内市における滝川市の状況（人口18番目）

（順位：道内35市中高い方からの順位）

	条例本則の月額		実支給の月額	
	順位	月 額	順位	月 額
市 長	14	910,000 円	8	910,000 円
副市長	16	725,000 円	10	725,000 円
教育長	14	635,000 円	8	635,000 円
議 長	18	430,000 円	18	430,000 円
副議長	20	360,000 円	20	360,000 円
議 員	20	330,000 円	20	330,000 円

・市長、副市長、教育長 カットなし

・議長、副議長、議員 カットなし

○道内市類似団体における滝川市の状況（人口2番目）

（順位：類似団体16市中高い方からの順位）

	条例本則の月額		実支給の月額	
	順位	月 額	順位	月 額
市 長	3	910,000 円	1	910,000 円
副市長	4	725,000 円	2	725,000 円
教育長	3	635,000 円	1	635,000 円
議 長	3	430,000 円	3	430,000 円
副議長	4	360,000 円	4	360,000 円
議 員	5	330,000 円	5	330,000 円

○空知管内市における滝川市の状況（人口2番目）

（順位：空知管内10市中高い方からの順位）

	条例本則の月額		実支給の月額	
	順位	月 額	順位	月 額
市 長	2	910,000 円	1	910,000 円
副市長	2	725,000 円	1	725,000 円
教育長	1	635,000 円	1	635,000 円
議 長	2	430,000 円	2	430,000 円
副議長	2	360,000 円	2	360,000 円
議 員	2	330,000 円	2	330,000 円